

IX 税 務
2 税務職員数調

(1) 本庁及び市税事務所合計

区 分	管理職	係員	計
本 庁	70	86	156
市 税 事 務 所	187	620	807
計	257	706	963

(注) 令和 2 年6月1日現在

(2) 係別一本庁

区 分	主税課				課税課			固定資産税課				計
	管理 係	税制 係	収納 指導 係	小計	個人 課税 係	法人 課税 係	小計	土地 係	家屋 係	償却 資産 係	小計	
平成18年度	46 (24)	10 (5)	38 (30)	94 (59)	42 (8)	53 (7)	95 (15)	12 (3)	7 (3)	8 (4)	27 (10)	216 (84)

区分	管理担当	市税事務所 担当	収納対策 担当	課税担当	法人等賦課 担当	固定資産税 担当	計
平成19年度	29 (13)	21 (15)	38 (31)	14 (4)	75 (10)	24 (10)	201 (83)

区分	管理担当	収納対策 担当	課税担当	固定資産税 担当	市債権収納 担当	計
平成20年度	43 (21)	26 (18)	15 (5)	25 (10)	9 (8)	118 (62)
平成21年度	42 (20)	26 (18)	15 (5)	25 (10)	9 (8)	117 (61)
平成22年度	42 (19)	26 (17)	15 (5)	25 (10)	9 (8)	117 (59)

区分	管理課	課税課 (個人課税・法人課税)	課税課 (固定資産税)	収税課 (収納管理・滞 納整理・収納 対策特別チー ム)	収税課 (市債権回収対 策室)	計
平成23年度	42 (18)	15 (5)	25 (10)	30 (22)	9 (8)	121 (63)
平成24年度	61 (20)	15 (5)	34 (11)	24 (16)	18 (17)	152 (69)
平成25年度	63 (21)	15 (5)	44 (13)	24 (16)	17 (16)	163 (71)
平成26年度	67 (24)	15 (5)	44 (13)	23 (15)	17 (16)	166 (73)
平成27年度	51 (24)	16 (5)	44 (12)	24 (15)	16 (14)	151 (70)
平成28年度	56 (30)	15 (5)	44 (12)	24 (12)	15 (13)	154 (72)
平成29年度	54 (29)	17 (5)	52 (15)	24 (12)	15 (13)	162 (74)
平成30年度	51 (25)	19 (6)	52 (15)	24 (12)	15 (12)	161 (70)
令和元年度	50 (25)	22 (7)	43 (13)	23 (12)	15 (12)	153 (69)
令和 2 年度	51 (26)	22 (7)	45 (13)	23 (12)	15 (12)	156 (70)

(注) 1 () は管理職を内書とした。

2 各年度とも6月1日現在である。ただし、平成24年度については、8月1日現在である。

3 平成18年度以前については、税務総長及び部長は管理係に、課長・課長代理は、それぞれ管理係、個人課税係、償却資産係に含む。また、平成19年度については、税務総長及び税務部長は管理担当に、財政局市税事務所担当部長兼税務担当課長は市税事務所担当に、課長・課長代理は各担当に含む。平成20・21年度以降については、税務総長及び部長は管理担当に、課長・課長代理は各担当に含む。

4 平成18年度の区分欄の係については、係制度廃止に伴い、管理係は管理担当及び固定資産評価審査委員会・不服申立て担当に、収納指導係は、収納指導(滞納整理)担当、収納指導(収納管理)担当及び収納対策特別チームに、個人課税係は個人課税担当及び個人市民税担当に、法人課税係は法人課税担当、法人等市民税担当及び事業所税担当に、その他の係はそれぞれ担当に名称変更。

5 平成18年度の管理係については、管理担当、税務事務システム担当、地方税電子化担当、市税事務所担当及び固定資産評価審査委員会・不服申立て担当を含む。

6 平成19年度の管理担当については、担当課長制の導入及び機構改革に伴い、平成18年度の管理担当、税務事務システム担当、地方税電子化担当及び固定資産税評価審査委員会・不服申立て担当を含む。

7 平成20年度以降については、平成19年10月9日に市税事務所を開設したことに伴い、市税事務所担当を廃止、法人等賦課担当を船場法人市税事務所に集約し、新たに市債権収納担当を設置した。

8 平成23年度以降は新たな「課制」の導入及びグループの設定に伴い、これまでの管理担当を管理課とし、管理グループ・審査監察グループ・システムグループを含む。これまでの課税担当と固定資産税担当は課税課とし、個人課税グループ・法人課税グループ・固定資産税(土地)グループ・固定資産税(家屋)グループ・固定資産税(償却資産)グループを含む。これまでの収納対策担当と市債権収納担当は収税課とし、収納管理グループ・滞納整理グループ・収納対策特別チーム・市債権回収特別チームを含む。なお、固定資産税と市債権収納に担当課長を含む。

9 平成24年8月1日に市債権回収特別チームは市債権回収対策室に名称変更し、市債権管理担当・市債権収納担当を含む。

10 平成27年度以降は、管理課に服務等グループを設置(平成29年度まで)し、課税課の固定資産税(家屋)グループと固定資産税(償却資産)グループを統合し、固定資産税(家屋・償却資産)グループとした。

IX 税 務

2 税務職員数調

(3) 係別－区役所・市税事務所

(単位：人)

区役所（市内24箇所）

区 分	税務管理 担 当	納税担当	市民税担当	土地償却 資産担当	家屋担当	計
平 成 18 年 度	243	304	260	201	276	1284 (538)
平 成 19 年 度	241	309	270	144	230	1194 (474)

市税事務所

梅田、京橋、弁天町、なんば、あべの、あべの西南市税事務所

区 分	税務担当 (管理)	税務担当 (市民税等)	税務担当 (固定資産税)	収納対策担当	計
平 成 20 年 度	98 (32)	203 (43)	340 (53)	298 (200)	939 (328)
平 成 21 年 度	94 (31)	202 (43)	340 (51)	267 (167)	903 (292)

梅田、なんば、あべの（あべの西南）市税事務所

区 分	管理担当	課税担当 (市民税等)	課税担当 (固定資産税)	収納対策担当	計
平 成 22 年 度	36 (10)	79 (16)	132 (19)	112 (61)	359 (106)
平 成 23 年 度	53 (16)	140 (28)	219 (34)	185 (83)	597 (161)
平 成 24 年 度	47 (16)	131 (28)	198 (32)	167 (63)	543 (139)
平 成 25 年 度	47 (15)	131 (28)	167 (26)	159 (57)	504 (126)
平 成 26 年 度	50 (17)	132 (27)	152 (21)	161 (52)	495 (117)

京橋、弁天町市税事務所

区 分	税務担当 (管理)	税務担当 (市民税等)	税務担当 (固定資産税)	収納対策担当	計
平 成 22 年 度	55 (20)	122 (25)	184 (31)	155 (88)	516 (164)
平 成 23 年 度	27 (10)	62 (13)	88 (15)	74 (37)	251 (75)
平 成 24 年 度	24 (10)	57 (13)	82 (15)	64 (26)	227 (64)
平 成 25 年 度	25 (10)	57 (13)	72 (13)	61 (24)	215 (60)
平 成 26 年 度	24 (10)	57 (13)	65 (11)	63 (22)	209 (56)

船場法人市税事務所

区 分	税務担当 (管理)	税務担当 (特別徴収)	税務担当 (法人賦課)	収納対策担当 (納税)	収納対策担当 (収納管理)	税務担当 (固定資産税)	計
平 成 20 年 度	14 (5)	31 (3)	44 (5)	15 (12)	62 (5)	－	166 (30)
平 成 21 年 度	13 (5)	31 (3)	44 (4)	15 (12)	61 (4)	－	164 (28)
平 成 22 年 度	13 (5)	31 (3)	44 (4)	15 (11)	42 (5)	－	145 (28)
平 成 23 年 度	12 (5)	31 (3)	44 (4)	16 (11)	41 (4)	－	144 (27)
平 成 24 年 度	12 (5)	31 (3)	39 (4)	13 (8)	37 (4)	－	132 (24)
平 成 25 年 度	12 (6)	29 (3)	38 (4)	15 (7)	34 (4)	－	128 (24)
平 成 26 年 度	11 (5)	27 (3)	34 (4)	15 (7)	34 (4)	14 (3)	135 (26)

梅田、京橋、弁天町、なんば、あべの市税事務所

区 分	管理担当	課税担当 (市民税等)	課税担当 (固定資産税)	収納対策担当	計
平 成 27 年 度	76 (27)	184 (41)	221 (31)	224 (64)	705 (163)
平 成 28 年 度	76 (28)	183 (41)	218 (31)	223 (61)	700 (161)
平 成 29 年 度	76 (28)	186 (41)	222 (31)	223 (61)	707 (161)
平 成 30 年 度	77 (30)	184 (41)	209 (31)	224 (56)	694 (158)
令 和 元 年 度	77 (30)	176 (36)	214 (36)	218 (56)	685 (158)
令 和 2 年 度	76 (30)	174 (36)	217 (36)	217 (56)	684 (158)
梅 田 市 税 事 務 所	19 (6)	36 (6)	44 (6)	45 (11)	144 (29)
京 橋 市 税 事 務 所	12 (6)	28 (6)	34 (7)	30 (9)	104 (28)
弁 天 町 市 税 事 務 所	13 (6)	24 (7)	31 (6)	31 (9)	99 (28)
なんば市税事務所	16 (6)	30 (7)	45 (6)	48 (11)	139 (30)
あべの市税事務所	16 (6)	56 (10)	63 (11)	63 (16)	198 (43)

船場法人市税事務所

区 分	管理担当 (管理)	課税担当 (特別徴収)	課税担当 (法人賦課)	課税担当 (固定資産税)	課税担当 (調査)	収納対策担当 (納税)	収納対策担当 (収納管理)	計
平 成 27 年 度	12 (5)	18 (5)	22 (4)	11 (3)	6 (2)	16 (6)	33 (4)	118 (29)
平 成 28 年 度	13 (6)	17 (5)	22 (4)	11 (3)	6 (2)	16 (5)	32 (4)	117 (29)
平 成 29 年 度	12 (6)	17 (5)	22 (4)	11 (3)	6 (2)	16 (5)	33 (4)	117 (29)
平 成 30 年 度	13 (7)	17 (5)	22 (4)	11 (3)	5 (2)	16 (5)	34 (4)	118 (30)
令 和 元 年 度	13 (7)	17 (5)	22 (4)	11 (2)	5 (2)	15 (5)	34 (4)	117 (29)
令 和 2 年 度	13 (7)	16 (4)	22 (4)	11 (2)	8 (3)	16 (5)	37 (4)	123 (29)

- (注) 1 () は管理職を内書きとした。
- 2 平成23年度は7月19日現在である。その他の年度は6月1日現在である。
- 3 課長・課長代理については、平成18・19年度は税務管理担当に含む。
平成20年度以降は、所長は税務担当（管理）に、課長は税務担当（管理）及び収納対策担当（船場法人市税事務所においては収納対策担当（納税））に含む、課長代理は各担当それぞれに含む。梅田市税事務所及びなんば市税事務所においては、平成22年度は、所長は管理担当に、課長は管理担当、課税担当（市民税等）及び収納対策担当に含む、課長代理は各担当にそれぞれ含む。
- 4 財政局市税事務所担当部長兼税務担当課長については、本庁分に含む（平成19年度のみ）。
- 5 平成19年度は、担当課長制の導入により税務課を税務担当とし、平成18年度までの担当廃止した。
上記の職員数については、基本とする業務担当ごとに割り振りをしたものである。
- 6 平成19年10月9日に市税事務所を開設したことに伴い、各区役所の税務事務を市内7箇所に集約し、旧税務担当を税務担当と収納対策担当に再編し
- 7 平成23年7月19日にあべの市税事務所とあべの西南市税事務所を統合し、あべの市税事務所とした。
これに伴い、これまでの2担当課長制（税務、収納対策）から3担当課長制（管理、課税、収納対策）となった。
- 8 平成26年6月1日より各市税事務所の固定資産税（償却資産）担当を船場法人市税事務所に集約化した。
- 9 平成27年度より京橋市税事務所と弁天町市税事務所は2担当課長制（税務、収納対策）から3担当課長制（管理、課税、収納対策）となり、船場法人市税事務所は調査担当を設置し、2担当課長制（税務、収納対策）から4担当課長制（管理、課税、収納対策、調査）となった。
- 10 令和元年度より船場法人市税事務所は4担当課長制（管理、課税、収納対策、調査）から3担当課長制（管理、課税、収納対策）とし、調査担当は課税担当へ再編し、課税担当（調査グループ）となった。